

## 芽室町普通河川占用申請手順

1 芽室町管内の普通河川において、次の行為を行う場合は次の申請が必要となります。

①河川工事 ②工作物の新築、改築、除却 ③工作物の伴う土地の占用 ④土地だけの占用 ⑤水利使用

上記①②③⑤については様式（A）により第5条の承認申請を事前に行わなければなりません。承認を受けた後、第8条による占用申請を行う手順になります。

第8条については①～⑤までの行為による許可申請書には様式（B）が共通となります。

①河川工事の場合は事前承認申請として様式（A）第5条承認申請書、様式（C）河川工事、工作物の新築、改築、除却及び土地の占用が伴う場合は様式（D）及び様式（E）が必要になります。

承認を受けた後、第8条による許可申請書様式（B）、以上記と同じ様式（C）、（D）、（E）を添付します。

②工作物の新築、改築、除却の場合は①と同様に様式（A）第5条承認申請書及び様式（D）及び様式（E）が必要となります。承認後①と同じく許可申請手続きとなります。

④土地だけの占用については第8条による許可申請書様式（B）及び様式（E）が必要となります。

⑤水利使用の場合は①の河川工事と同様な手順と各様式が必要となります、その他にも必要な書類があり、水利使用については権利が発生するものですので、事前に経済部建設課と協議することをお願いします。

\* 上記様式の他に申請理由書、位置図、現況平面図、事業計画図、現況写真等を添付しなければなりません。

## 2 記入の手順

### 様式（A）第5条承認申請書

承認申請書

提出する日を記載願います。

普通河川管理者 芽室町長 あて

申請者 住 所 氏 名

茅室町普通河川管理条例第5条に基づき次のとおり承認申請をします。

第5条に係るものについては押印が必要となります。

年 月 日

画面表示を開じる

### 様式（B）第8条許可申請書

許可申請書

提出する日を記載願います。

普通河川管理者 芽室町長 あて

申請者 住 所 氏 名

茅室町普通河川管理条例第8条第  号に基づき次のとおり承認申請をします。

土地のみの占用については直筆であれば押印不用としますが、それ以外については押印してください。

第  号については、こちらで記入しますので空欄のままでよろしいです。

年 月 日

画面表示を開じる

[F1] ヘルプ [F2] 移動 [F3] 定型句挿入 [F4] 編り返し [F5] ジャンプ... [F6] 切り替え [F7] スペルチェック... [F8] フィールド更新 [F9] メニューバーに...

## 様式（C）河川工事 記載例

<p>（河川工事）</p> <p>1. 河川の名称 <b>十勝川水系＊＊＊川支流＊＊＊川</b></p> <p>2. 目的 <b>明渠排水路建設のため</b></p> <p>3. 内容 <b>工事概要を記載してください。 例）連結ブロック L=＊＊＊m A=＊＊＊m<sup>2</sup></b></p> <p>4. 工事の場所 <b>芽室町芽室南＊線＊番地先</b></p> <p>5. 工事の期間 <b>＊＊年＊＊月＊＊日から ＊＊年＊＊月＊＊日まで</b></p> <p>6. 工事の実施方法 <b>請負</b></p> <p>7. 工事概算額 <b>＊＊＊＊＊＊＊円</b></p>	
<p>〔F1〕ヘルプ 〔F2〕移動 〔F3〕定型句挿入 〔F4〕繰り返し 〔F5〕ジャンプ 〔F6〕切り替え 〔F7〕スペルチェック... 〔F8〕</p> <p>〔F9〕フィールド更新 〔F10〕メニューバー[...]</p>	

## 様式（D）工作物の新築、改築、除却 記載例

<p>〔F1〕第1号様式（乙の2）</p> <p>（工作物の新築、改築、除却）</p> <p>1 河川の名称 <b>十勝川水系＊＊＊川支流＊＊＊川</b></p> <p>2 目的 <b>明渠排水路建設のため</b></p> <p>3 場所 <b>芽室町芽室南＊線＊番地</b></p> <p>4 工作物の名称又は種類 <b>排泥施設落ち口工</b></p> <p>5 工作物の構造又は能力 <b>排泥落ち口工 鉄筋コンクリート管 Φ450↓ L=150.0m</b></p> <p>6 工事の実施方法 <b>請負</b></p> <p>7 工期 <b>自 ＊＊年＊＊月＊＊日（許可日） 至 ＊＊年＊＊月＊＊日</b></p> <p>8 占用の面積 <b>A=500.0m<sup>2</sup></b></p> <p>9 占用の期間 <b>自 ＊＊年＊＊月＊＊日 至 ＊＊年＊＊月＊＊日</b></p>	
<p>備考</p> <p>1 「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。 2 普通河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占水面積」及び「占用の期間」について記載しない</p> <p>〔F1〕ヘルプ 〔F2〕移動 〔F3〕定型句挿入 〔F4〕繰り返し 〔F5〕ジャンプ 〔F6〕切り替え 〔F7〕スペルチェック... 〔F8〕</p> <p>〔F9〕フィールド更新 〔F10〕メニューバー[...]</p>	

## 様式（E）土地の占用 記載例

第1号様式（乙の3）

（土地の占用）	
1 河 川 の 名 称	十勝川水系＊＊川支流＊＊川
2 占 用 の 目 的 及 び 様 様	農耕用地として
3 占 用 の 場 所	芽室町芽室南＊＊線＊＊番地先
4 占 用 の 面 積	$A = 3, 500 \text{ m}^2$
5 占 用 の 期 間	自 至 ＊＊年＊＊月＊＊日 ＊＊年＊＊月＊＊日

備考 =

画面表示を開ける

[F1] ヘルプ [F2] 移動 [F3] 定型句挿入 [F4] 編り返し [F5] ジャンプ [F6] 切り替え [F7] スペルチェック [F8] [F9] フィールド更新 [F10] メニューバーに...

### 3 承認及び許可の事務処理について

許可申請の行為によりますが、河川工事、工作物新築等、水利使用につきまして

は事前に計画概要等を経済部建設課までにお知らせくださいようお願いします。

承認から許可までは行為によりますが概ね1ヶ月程度かかります。

農耕用等工作物の伴わない行為については3日程度で許可をすることがあります。